

土地境界確定請求事件について

1. 事件番号 平成 30 年（ワ）第 566 号 土地境界確定請求事件

(1) 提訴日 平成 30 年 11 月 22 日

(2) 原告 磐田市鳥之瀬 A 氏、浜松市東区半田山四丁目 B 氏

(3) 被告 浜松市中区常盤町 亡 C 氏法定相続人 4 名、浜松市 代表者市長 鈴木康友

(4) 土地 浜松市中区蛸塚二丁目 19768 番 49 (A 氏)、同広沢二丁目 78 番 97 (B 氏)  
浜松市中区広沢二丁目 78 番 10 (亡 C 氏)、同蛸塚二丁目道敷 (浜松市)

(5) 裁判所 静岡地方裁判所 浜松支部 民事部

(6) 請求の趣旨

本件訴訟は、原告らが所有する蛸塚二丁目 19768 番 49 (地目：宅地) 及び広沢二丁目 78 番 97 (地目：宅地) の土地と、同土地が隣接すると考えられる被告らが所有する広沢二丁目 78 番 10 (地目：山林) の土地及び道敷の境界を確定することを求めるものである。

なお、浜松市は、道敷の所有者として被告となっている。

原告の主張は、広沢二丁目 78 番 10 の土地が現地では確認できなかったが、原告が所有する土地と被告が所有する土地との境界線は資料-3 の図面イ点からロ点であること。

(7) 本件訴訟が提起された経緯

当該地区の公図は、不動産登記法第 14 条に基づく地図ではない精度の低い公図であり、大字により公図が 2 枚に分かれているため、蛸塚の土地が広沢のどの土地に接しているか不明確であった。原告らは、自らが所有する土地と隣接する土地の境界を確認することを試みたが、広沢二丁目 78 番 10 の土地の所在が不明であり、同土地の所有者が立ち合いに応じないため、境界を確認することができなかった。そこで、本件訴訟を提起し、土地の境界を確定することを求めたものである。

2. 令和 2 年 8 月 12 日判決言渡し

主文 (境界確定に関する部分)

(1) 蛸塚二丁目 19768 番 49 の土地と広沢二丁目 78 番 10 の土地の境界は、資料-4 の図面 A 点と D 点を直線で結んだ線であることを確定する。

(2) 広沢二丁目 78 番 97 の土地と広沢二丁目 78 番 10 の土地の境界は、資料-4 の図面 A 点、B 点、C 点の各点を順次直線で結んだ線であることを確定する。

(3) 広沢二丁目 78 番 97 の土地と浜松市が所有する道敷の境界の確定を求める訴えを却下する。

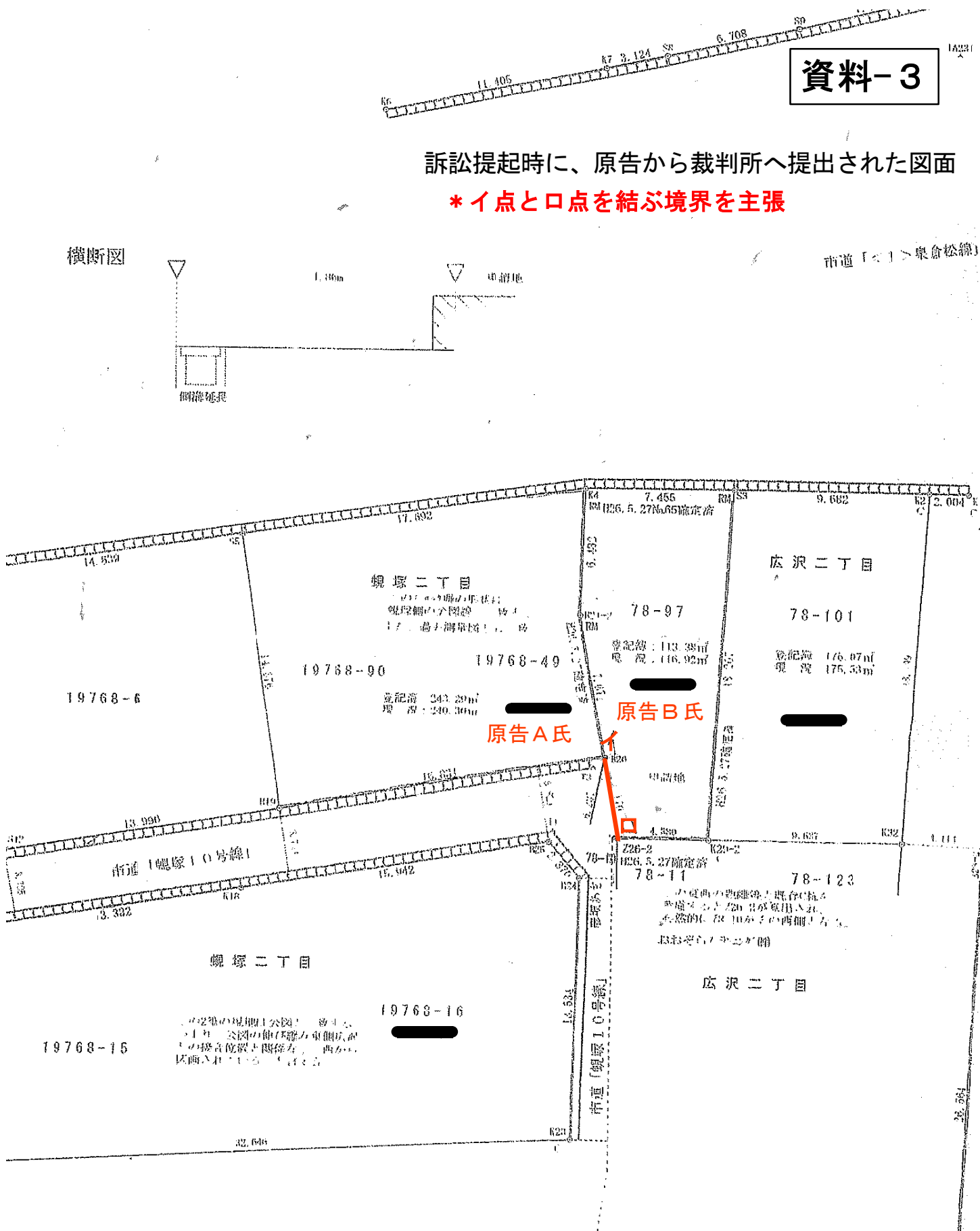




# 資料-3

訴訟提起時に、原告から裁判所へ提出された図面

**\*イ点とロ点を結ぶ境界を主張**



座標求積表

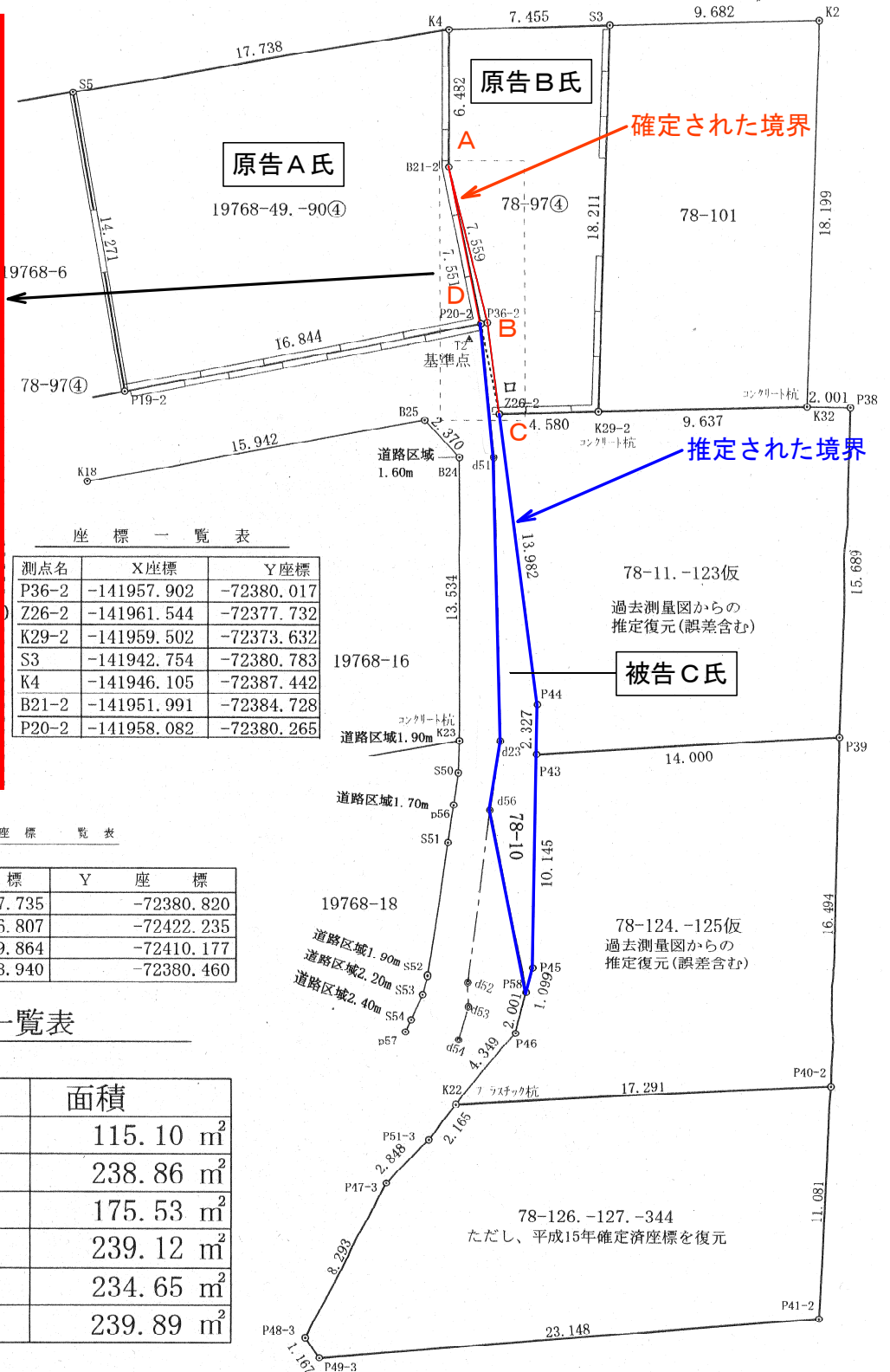
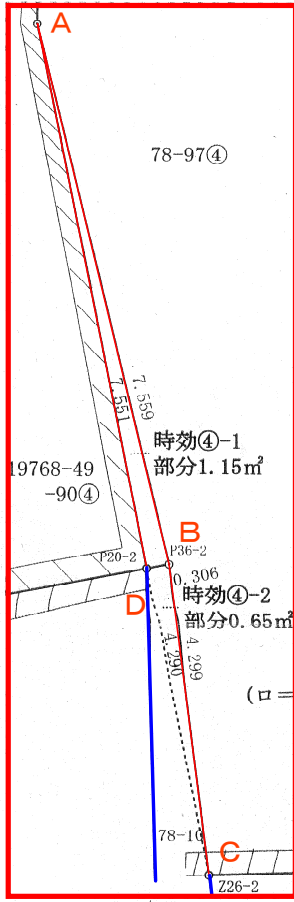
番 名	78-97		$X_n - X_{n-1}$	$Y_n (X_n - X_{n-1})$
	X	Y		
-141946.105	-72337.442	-9.237	668642.801754	
-141951.991	-72334.728	-12.074	873973.205872	
-141958.179	-72330.194	-0.553	691447.993282	
-141961.544	-72377.732	-1.323	95755.739436	
-141960.509	-72373.637	18.700	-136000.516280	

# 本件土地 3

一点鎖線青は78-10西側を道路区域図を基に算出したものです。



詳細図  
拡大図



座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
P36-2	-141957.902	-72380.017
Z26-2	-141961.544	-72377.732
K29-2	-141959.502	-72373.632
S3	-141942.754	-72380.783
K4	-141946.105	-72387.442
B21-2	-141951.991	-72384.728
P20-2	-141958.082	-72380.265

登記基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
1A231	-141917.735	-72380.820
5001-5065	-141946.807	-72422.235
5001-5067	-141979.864	-72410.177
T2	-141958.940	-72380.460

面積一覧表

地番名	面積
78-97(4)	115.10 m <sup>2</sup>
19768-49.-90(4)	238.86 m <sup>2</sup>
78-101	175.53 m <sup>2</sup>
78-11.-123仮	239.12 m <sup>2</sup>
78-124.-125仮	234.65 m <sup>2</sup>
78-126.-127.-344	239.89 m <sup>2</sup>

基準点  
5001-5067

確定された境界

推定された境界

78-11.-123仮  
過去測量図からの  
推定復元(誤差含む)

被告C氏

78-124.-125仮  
過去測量図からの  
推定復元(誤差含む)

78-126.-127.-344  
ただし、平成15年確定済座標を復元